

## 平成26年度国立大学法人埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）実施要項

**注意**：この認定講習の実施は文部科学大臣の認定が下りた時点で確定するものであり、10月現在ではあくまでも予定である。特別な理由がない限りこの要項通りに実施する予定であるが、今後変更が生じた際には、ホームページで連絡をするので、適宜、確認すること。

### 1 目的

教育職員免許法施行規則第35条に規定する免許法認定講習として、特別支援学校教諭の2種免許状取得のために必要な特別支援学校教諭免許状取得用単位（以下、単位とする。）の修得機会を提供するとともに、現職教員等の資質の向上を図る。

### 2 主催

国立大学法人埼玉大学

### 3 受講対象者

以下のいずれかに該当し、なおかつ特別支援学校教諭の2種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者。

- (1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、現にその免許状で、先にあげた学校等又は特別支援学校において教育活動を行っている者。
- (2) その他、主催者が適当と認める者。

### 4 開設科目等

別紙1「平成26年度国立大学法人埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）開設講座一覧」による。

### 5 会場

大宮ソニックシティ会議室 601

(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 JR大宮駅から徒歩約3分)

### 6 受講料

受講料は徴収しない。但し、受講科目によっては、講師の指定する「教科書」等の購入に係る経費が必要な場合がある。

### 7 受講手続

- (1) 受講申込及び受講許可科目数

## ア 受講

受講希望者は、すでにどちらかの講座の単位を修得しているものを除き、原則として2講座とも受講できる者とする。申し込みにあたっては、出張や学校行事等の日程を確認し、すべての講義を受講できること。

イ 受講申込者が受講定員を上回る場合は、以下の順で優先順位をつけて選考した上で受講を許可する。

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の本採用者
- ② 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の臨時的任用者
- ③ 上記以外の者

### (2) 申込方法

① 受講希望者は、埼玉大学教育学部附属特別支援学校のホームページから必要な申請用紙をダウンロードし、以下に示す手順により受講申込みを行うこと。（10月31日までにホームページにアップロードする。）

※ダウンロードするもの→受講申込書（別紙2）

【埼玉大学ホームページ】<http://www.saitama-u.ac.jp/>（すべて半角英数小文字）

- ② 受講申込書（別紙2）に必要事項を入力する。
- ③ 受講申込書（別紙2）を、教育学部長あてに送付する。受講申込書（別紙2）は、電子メールに添付し、以下のアドレスに送信する。なお、その際の件名及びファイル名は、【（学校名又は所属所名）・認定講習申込】 とすること。受講申込みを行う際、勤務校の代表メール等から送信すること。自宅等からの送信は、原則受け付けない。

受講申込書（別紙2）の送付先は、

[shi-center@gr.saitama-u.ac.jp](mailto:shi-center@gr.saitama-u.ac.jp)（すべて半角英数小文字）

※電子メールでの受講申込みが困難な場合など、上記の手順によらない場合は、所属長をとおして担当まで連絡すること。

(3) 受講申込書（別紙2）の電子メールでの提出期限

平成26年11月14日（金）までに、受信が確認できたものを受理する。

## 8 受講許可通知

以下のとおり、受講許可書（様式1）を11月28日（金）までに通知する。受講許可書は、受講申込書（別紙2）に明記されている勤務校のアドレスに電子メールで送付する。なお、その際、受講に係る連絡事項を併せて通知する。

## 9 受講の辞退

止むを得ず受講を辞退する者は、埼玉大学ホームページより受講辞退承認届（様式2）をダウンロードし、速やかに担当あてに郵送すること。

## 10 単位の認定

受講許可した者のうち、講義 2 日間（15 単位時間）の講義を真摯な受講態度で受講し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を認定する。原則として遅刻及び早退は認めない。なお、単位が認定された者には、後日単位を証明する「学力に関する証明書」を発行する。

## 11 免許取得の方法

免許の取得については、免許を申請する教育委員会へ問い合わせること。本学では、免許の取得についての問合せに応じられない。

## 12 その他

- (1) 受講申込に当たっては、よく日程を確認し辞退しないようにすること。また提出書類、記載内容について遺漏のないよう留意すること。  
記載内容に偽りがあった場合には、受講許可を取り消すことがある。
- (2) 受講者は講習目的を達成するよう努め、講師及び会場並びに他の受講者等に迷惑をかけることのないよう行動すること。前記に該当する行為が認められた場合には、受講許可を取り消すことがある。また、受講生並びに教員としてふさわしい服装と態度で臨むこと。
- (3) 講習当日は、受講許可書（様式 1）を持参すること。
- (4) 講習当日は、会場への電話等での問い合わせは応じられないので、厳に慎むこと。  
なお、講習当日の緊急の連絡は、受講許可書と共に通知する受講に係る連絡事項に明記してある連絡先に連絡すること。
- (5) 講習当日の昼食は、各自用意すること。（弁当の注文は受け付けない。）
- (6) 講習当日のゴミは、各自持ち帰ること。

## 13 問い合わせ先

埼玉大学教育学部附属特別支援学校（担当：副校長・長江清和）

〒331-0823 さいたま市北区日進町 2-4-80 電話 048-663-6803

FAX 048-666-3670

Eメール [shi-center@gr.saitama-u.ac.jp](mailto:shi-center@gr.saitama-u.ac.jp)（すべて半角英数小文字）

\*電話対応が難しい場合があるので、なるべく Eメールで問い合わせること。

（返信メールが受信拒否されないように設定するか、PCからの送信とすること）

※本講習は、文部科学省の平成 26 年度特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業（特別支援学校教員の専門性向上）の委嘱を受けて行う。この事業の委嘱は単年度ごとに行われるため、翌年度以降の実施については確定されていないので注意すること。